株主各位

茨城県高萩市上手綱 3333 番地 3 株式会社シンニッタン 代表取締役社長 平山 泰行

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条第1項に規定する特別支配株主であるARTS-3株式会社(以下「ARTS-3」といいます。)から、2025年4月24日付で、当社の株主(但し、当社及びARTS-3を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)の全員に対し、その所有する当社の普通株式(以下「本売渡株式」といいます。)の全部をARTS-3に売り渡すことの請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)を行う旨の同法第179条の3第1項に基づく通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称: ARTS-3株式会社

住所:東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス

- 2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び 当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号) 該当事項はありません。
- 3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及び その割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号、同項第3号) ARTS-3は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)とし て、その所有する本売渡株式1株につき403円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
- 4. 新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号) 該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)(会社法第179条の2第1項第5号)2025年5月28日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規 則第33条の5第1項第2号)

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載 又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社に よる配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付 ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法(本売渡対価の交付に ついて ARTS-3が指定したその他の場所及び方法がある時は、当該場所及び方法)により、 本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

以上